

事務連絡
令和3年9月30日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

小麦中のデオキシニバレノール試験法について

標記については、令和3年9月30日付け生食発 0930 第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知により通知したところですが、国立医薬品食品衛生研究所にて、現時点において試験に用いることができることが確認されている多機能カラム等について別添のとおりお知らせします。

なお、別添以外の商品についても、同等以上の性能を有することが確認された場合には試験に用いても差し支えないことを申し添えます。